

JU新潟オークションクレーム申立て期間について

(1)基本となるクレーム申立期間

原則としてオークション開催日を含めて5日の営業時間（１７時）までとします。

また、クレーム申立期間の期間計算には期間中の日曜日および祝祭日を含み、期日の最終日がJU新潟の休業日に当たる場合は、翌営業日（１７時）までとします。

(2)クレーム受付期間延長

落札車輛が基本となるクレーム申立期間内に届かない場合、原則として車輛到着日翌日のJU新潟営業時間（１７時）までクレーム受付期間の延長を認めるものとします。

但し、オークション開催日を含めて5日目の（１７時）までにJU新潟から搬出された場合に
限るものとし、且つオークション開催日を含めて5日目の（１７時）までにJU新潟へのクレ
ーム申立期限の延長申請が必要となります。また状況により輸送業者等の遅延証明書を提示、
及び連絡確認をさせて頂く場合があります。期間延長についてはJU新潟が認めた期間までと
し、最長はオークション開催日を含めて10日以内のJU新潟営業時間（１７時）までとしま
す。（最終日がJU新潟の休業日にあたる場合は翌営業日の（１７時）までとなります。）

※新潟県内についてはクレーム延長受付は致しません。

(3)天災、悪天候、繁忙期等によるクレーム受付期間延長

天災、悪天候、繁忙期等によって全体的な車両輸送の遅延が認められる場合、またはJU新潟の定めにより入金後搬出である場合等、JU新潟の裁定により車両到着日翌日12時までクレーム受付期間の延長を認めるものとします。

但し、原則としてオークション開催日を含めて5日目の（１７時）までにJU新潟から搬出された場合に限るものとし、且つオークション開催日を含めて5日目の（１７時）までにJU新潟へのクレーム申立期限の延長申請が必要となります。また状況により輸送業者等の遅延証明書を提示、及び連絡確認をさせて頂く場合があります。

なお、期間延長の最長は事象に応じてJU新潟が裁定するものとします。

開催曜日の変更や、GW、夏季、年末年始等の事務局の休業を挟む場合はクレーム申立て期間や、クレーム延長期間が変更となる場合がございますのでJU新潟事務局までお問い合わせください。